

## 平成28年第2回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年2月22日(月) 午前9時30分から10時30分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (23人)

会長	三浦房雄君	会長職務代理者	川崎良巳君
3番	中川原隆雄君	4番	佐々木克文君
5番	時田宏君	6番	上山和男君
7番	久保隆藏君	8番	鈴木勝利君
9番	中川原一義君	10番	中里光朋君
11番	岩井壽美雄君	12番	鳥谷部孝雄君
13番	三浦亮一君	14番	豊川敏雄君
15番	柏田雅俊君	16番	佐々木一榮君
17番	大沢トモ子君	18番	北村勉君
19番	沢田良一君	20番	浦屋敷節男君
21番	鈴木幸雄君	22番	鳥谷部甚一郎君
23番	森田英里子君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第10号 五戸町農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地に判断について

議案第12号 土地改良事業参加資格交替申出について

第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	齊藤武美君
次長・総務班長事務取扱	赤坂真弓君
主幹	三上保彦君
主幹	早狩千春君

## 7. 会議の概要

会 長（三浦房） ただ今から平成28年第2回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集下さいまして厚くお礼申し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおりです。議案第7号から議案第12号までの6件及び報告第2号の1件です。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（齊藤） 本日、出席委員は、23名中23名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議長（三浦房） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、 5番 時 田 宏 委員  
18番 北 村 勉 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議長（三浦房） それでは、日程第2業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 「業務報告の朗読及び説明」

会長（三浦房） 私から報告いたします。2月4・5日会長研修会において前年度と同じ題名でありましたけども、今回は情勢報告で農業委員会に関することを報告したいと思います。それから国のTPPに関する対策については補正予算の内容説明でありました。また、農地の

転用事務手続きについては、4月から替わりますのであとで局長より説明をいただきます。私の方からは、農業委員について、前々から話しているように、新農業委員は議会の同意を得て任命することになります。また、市町村の農業委員は選任によるものであり、農業者の数が6,000を超え、なお、農地面積が5,000ヘクタールを超え、上限定数は24名という国の基準であります。現在五戸町の農業人口は6,072人と面積は5,149ヘクタールとなっております。なお、一番多いデータを参考にした方がいいのではという考えではありますが、これだと多すぎることから、今後検討していきたいと思っております。さらに、推薦枠が無くなりますので、新たに推進委員を置くこととなります。それは、遊休農地の1パーセント以下と農地集積率70パーセント以上のところは置かなくても良いそうです。五戸町は置かなければなりません。さらに、100ヘクタールに1人という目安で農業委員を置くことになり、人数については、平成28年度中には協議していかなければならないと思っております。参考までに南部町は農業委員16名、推進委員は14名と聞いています。ただし、南部町は五戸町より農業者数及び面積は少ないようです。八戸市も農業者数が少ないそうです。以上です。

事務局（齊藤） 引き続き、局長より報告いたします。

2月12日農業委員会事務局長会議が開催され、農地法による許可申請に係る流れについてご説明いたします。最初に青森県農業会議の名義変更が平成28年4月以降青森県ネットワーク機構に代わります。また、今まで農地法第3・4・5条等の申請は毎月末締切日となっていました。3月より25日に変更となり、調査会は月始めで、総会は10日開催となり、そこで農地法第3条は許可書交付となります。さらに、農地法第4・5条については青森県ネットワーク機構への意見照会後、県へ進達し、その後、青森県ネットワーク機構は常設審議会での審議を当農業委員会へ意見を送付され、また、当農業委員会から県へ進達し、許可書の交付となります。以上です。

議長（三浦房） ただ今の業務報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議長（三浦房） ここで農地調査会、今月担当調査委員は

12番 鳥谷部 孝 雄 調査委員

20番 浦屋敷 節 男 調査委員

調査委員席に着席してください。

議長（三浦房） それでは、日程第3の議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

議長（三浦房） 議案第7号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（早狩） それでは、議案書の1ページ議案第7号をご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案8件です。

1番2番は売買による所有権移転に関する件、3番から5番までは贈与による所有権移転に関する件、6番7番は使用貸借に関する件、8番は賃貸借に関する件であります。

1番から8番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

ともに経営規模拡大、農業経営の安定及び新規就農をするものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしている考えです。

議長（三浦房） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して浦屋敷節男調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

浦屋敷節男調査委員 農地法第3条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の1ページ議案第7号と参考資料の1ページを御覧ください。2月10日に、三浦会長と鳥谷部孝雄調査委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1 番の農地は、譲渡人は今まで他の人に貸していたが返され、また、後継者もなく耕作できないため、譲受人に売り渡すものであります。なお、譲受人の孫が新規就農し、田んぼを耕作することになったので、買受するものであります。

2 番の農地は、譲渡人と譲受人は遠いところにあたり、譲渡人の後継者が居ますが農業はやらないということです。また、譲渡人は介護施設に入居していて資金が必要とのこと、さらに、今後生活保護の申請を受けるため売買するものであります。なお、譲受人は後継者も居て、この農地を買い受けて規模拡大を図っていくそうです。

3 番の農地は、譲渡人は八戸市根城に在住しており、今まで貸していましたが砕石等が多く耕作するに不便なため返されました。また、借りる人もいないことから、隣接している譲受人にお願いして贈与するものであります。譲受人は土壌等が悪いのを覚えていて、やもえなく譲り受けるものであります。

4 番の農地は、譲受人の叔母の夫であり、今まで借りて耕作していましたが、譲渡人は体が不自由で後継者の長男は千葉県に在住して管理ができないため、親戚の譲受人に贈与するものであります。

また、譲受人は自分の農地と隣接していることから、この農地を譲り受けるものであります。

5 番の農地は、譲渡人の農地は譲受人の農地の間にあり、さらに、カーブになっている農地で利用上作業効率をよくするために譲受人に贈与するものであります。なお、譲受人はこれを譲り受けて規模拡大し、作業効率を図っていくそうです。

6 番の農地は、譲渡人は一時農業を休みたいということと、さらに、知り合いから紹介され、譲受人に使用貸借するものであります。また、譲受人は新規就農し農業経営をすることから、八戸市にある農地を買い受けし、下限面積制限を満たすため、使用貸借をするものであります。

7 番の農地は、譲渡人の孫が今後新規就農し、これに伴い祖父の農地の一部を使用貸借するものであります。また、父、祖父、農協関係等から農業を学びながら農業経営をしていくそうです。

8 番の農地は、譲受人は今まで譲渡人のところで従業員として働いていましたが、自ら新規就農で、この農地を賃貸借し、農業経営をしていく考えであります。これに伴い譲渡人は譲受人の考えを考慮し貸付するそうです。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番（佐々木克）参考までにお伺いします。1番の譲受人の大久保あささんの子供は女ばかりで孫は誰の子供ですか。1人は五戸病院の職員で、もう1人は学校の先生です。

事務局（早狩） そこまで確認していませんでした。

浦屋敷節男調査委員 追加説明いたします。おばあさんから言えば、小さい時から家に来ていて、何番目の子供の孫か分かりませんが、農業をやると言っていたそうです。まだ、大学生で卒業してからということでした。だれの子供の孫かまでは聞いていませんでした。

4番（佐々木克） はい、分かりました。

議長（三浦房） その他質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程第3の議案第8号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。

議長（三浦房） 議案第8号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の4ページ議案第8号をご覧ください。今月の農地法第4条許可申請は1議案3件です。

1 番の農地の所在ですけれども、大字切谷内字北田ノ沢 1 0 1 - 7 6、畑、面積は 4. 8 6 5 平方メートルです。転用目的は山林となっております。

2 番の農地の所在は、大字倉石字中市字寺後 3 1 - 1 0、畑、面積は 5 4 6 平方メートルです。転用目的は農家住宅となっております。

3 番の農地の所在は、大字倉石中市字津久志森 8 7 - 8 4、畑、2. 7 8 0 平方メートルです。転用目的は山林となっております。

1 番の農地の区分は、農用地区域外で、その他の農地第 2 種農地と判断します。

2 番の農地の区分は、農用地区域外で、第 3 種農地と判断します。

3 番の農地の区分は、農用地区域外で、その他の農地第 2 種農地と判断します。

議長（三浦房） ただ今の事務局の説明に関連して、鳥谷部孝雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

鳥谷部孝雄調査委員 それでは、農地法第 4 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の 4 ページ議案第 8 号と参考資料の 2 8 ページをご覧ください。2 月 1 0 日に、三浦会長と浦屋敷節男調査委員及び事務局職員 3 名と現地調査を行いました。

1 番の申請は、申請者は八戸市南白山台に在住し勤めています。また、自宅から遠く耕作出来ないことから、申請地に杉を植林し山林に転用するものです。北、南、西側は山林、東側は道路を挟んで山林で周囲に農地が無い場合、影響が無いことを確認しています。

2 番の申請は、現在の住まい（お寺）を後継者に引き継ぎすることから別居したいので、隣接する自己所有地に住宅を建築するものです。北、東、西側は自分所有の畑、南側は町道で道路より高いところから土砂流出を防ぐためコンクリートで土留工事をする計画です。なお、周囲に影響が無いことを確認しています。

3 番の申請は、八戸市多賀台に在住し、労働力不足と周囲が山林で日当たりが悪く収穫が思うようにならないことから平成 2 4 年 5 月、申請地に杉を植林したものです。北、東、西側は山林、南側は畑と農道で周囲に影響が無いことを確認しています。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採択いたします。議案第8号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長（三浦房） 次に、日程第3の議案第9号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。

議長（三浦房） 議案第9号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の5ページ議案第9号をご覧ください。今月の農地法第5条許可申請は1議案3件です。

農地の所在ですけれども、1番の所在は字沢向13-15、畑、面積は93平方メートルです。転用目的は宅地となっております。

2番の所在は字沢向13-16、畑、面積は8.69平方メートルです。転用目的は宅地となっております。

3番の所在は大字上市川字中里谷地80、田、面積は386平方メートルです。転用目的は一般個人住宅となっております。

1番の農地の区分は都市計画用途地域で、転用基準第3種農地（都市計画第1種住居地域）と判断します。2番の農地の区分は、都市計画用途地域で、転用基準第3種農地（都市計画第1種住居地域）と判断します。3番の農地の区分は、農用地区域外で、転用基準第1種農地（不許可の例外集落接続）と判断します。

議長（三浦房） ただ今の事務局の説明に関連して、鳥谷部孝雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

鳥谷部孝雄調査委員 それでは、農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の5ページ議案第9号と参考資料の49ページをご覧ください。2月10日に、三浦会長、浦屋敷節男調査委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番の申請は、譲受人の宅地10-38番と譲渡人の所有地13-15、13-4番との境界に高さ2.5メートルの土留め工事をしたいとの申出があり、譲受人の宅地が狭く以前から不便を感じていたので、申請地を買受け宅地に拡張するものです。北、西側は宅地、東、南側は譲渡人の畑であり、周辺住宅や農地に影響が無いことを確認しています。

2番の申請は、譲受人の宅地10-41番と譲渡人の所有地13-4番との境界に高さ1.2メートルの土留工事をしたいとの申出があり、境界が折れ曲がっているので、有効利用のため直線になる様に分筆し、譲受人の宅地10-43番と譲渡人の畑13-16番を交換し宅地に拡張するためのものであります。北、東、西側は宅地、南側は譲受人の畑であり、周辺住宅や農地に影響が無いことを確認しています。

3番の申請は、譲受人は現在八戸市多賀台に借家住まいをしていて、これを解消し、父親名義の申請地を借受けて自己住宅を建築し宅地として使用するものです。北側は実家の宅地、東側は畑、南側は田、西側は実家の田んぼであり、周辺の農地には影響がないことを確認しています。以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） ありがとうございます。これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（質疑・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採択いたします。議案第9号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。また、農地調査委員の方々ご説

明ありがとうございました。

指定席にお戻りください。

議長（三浦房） 次に日程第3の議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「五戸町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

議長（三浦房） 議案第10号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（三上） 議案書の6ページ議案第10号をご覧ください。

五戸町長より五農林第436号平成28年1月29日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案11件です。面積は68.478平方メートルです。

計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

1番から3番までは、再設定の申請となっております。それぞれ期間は5年です。4番から7-4番までは新規設定となっております。7-1から7-4番までは中間管理機構により貸出しで、公益社団法人の方へ貸出すこととなります。8番目につきましては、農地の売買となっております。これは支援センターを通して売買となります。また、ここは昨年5月に申請した事業でありましたけれども、ひばり野にある、ハウスと農地の売買となっております。支援センターの方では、別々の売買に行うことになりました。今回の議案に上がってきたわけであります。農地の方は大字扇田字長下タ2-185から2-216までの4筆となっております。面積は22.870平方メートルです。売買価格は13,260,000円となっております。10アール当りにしますと580,000円です。ハウスの方の申請につきましては、支援センターが買取して、その後花づなさんが買取るのであります。これは、利用集積で行うことではなくて、固定資産として売買となりますので、議案としては上がってきません。ちなみに、ハウスの価格は6,740,000円となっております。ハウス面積は1.872平方メートルで、10アール当たりになりますと、3,600,000円です。以上です。

議長（三浦房） 説明が終わりました。議案第10号これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

3番（中川原隆雄） 1－6番までは利用集積をどうして、あおり農林業支援センターを利用しないのですか。

事務局（三上） 1番から3番までは今まで借りていて、再設定するものです。  
4番から6番までは相手が決まっています、基盤法で申請となります。  
これは、支援センターで申請すれば1ヶ月遅れるということでした。  
また、町の申請ということです。

3番（中川原隆雄） 出来る限り、支援センターを利用してほしい。また、国もPRし利用して下さいということですので、制度を活用した方が良くと思います。

事務局（局長） この件については、農林課担当と協議したうえで、なるべく利用して行くようにします。

議長（三浦房） その他、質疑ありませんか。

（質疑・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第10号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に日程第3の議案第11号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を、議題に供します。

議長（三浦房） 議案第11号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の10ページ議案第11号をご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてですが、昨年度のパトロールにおいて、非農地と判断した農地について、その一部を選査し、今回は10件について議案に上げたものです。参考資料の66ページから図面と写真を添付しております。各筆につきましては説明しませんので、ここでご覧いただきたいと思っています。パトロールの結果を冊子にしてお渡ししておりますので、この中から非農地と判断いたしました。以上です。

議長（三浦房） 議案第11号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番（佐々木克文） 非農地として私たちがパトロールしていますが、この人達の今後の意見及び改善策等聞いていますか。

事務局（赤坂） 荒廃農地に伴う農地の判断はパトロールし、その後、総会にかけ判断しても良いことになっております。実際非農地通知を出しまして、本人からここは、将来農地として使うことであれば、そこで意向調査をして、また、農地に戻すことが出来ます。

4番（佐々木克） こうして見れば、道路のそばにブルドーザで整備すれば、農地になるところが沢山あるようです。

議長（三浦房） その他質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） 議案第11号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程3の議案第12号「土地改良事業参加資格交替申出について」を議題に供します。

議長（三浦房） 議案第12号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（三上） 議案書の11ページ議案第12号をご覧ください。

土地改良事業参加資格交替申出について、土地改良法第3条第2項前段の規定により、下記農地の申出があったので承認を求めるものであります。

これにつき、土地改良法では、土地改良に参加する、自借地の所有権以外の権限に基づき、耕作者以外の耕作者が、この申出によって、農業委員会に申出し、その申出が基で農業委員会が承認した時、資格が交替するものであります。さらに、申出者は3件でございます。以上です。

議長（三浦房） 説明が終わりました。議案第12号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番（鳥谷部孝） これは、なぜ、田んぼ同志を交換する訳ですか。

事務局（三上） 土地改良区の権限を交換するものです。

12番（鳥谷部孝） その意味が分からないのです。

事務局（三上） たとえば、自分の所有地で田んぼを別な方に貸すと土地改良法では、その事業の権限は借りた方の権限になるそうです。そして、所有者には権限が無くなり、その権限を耕作者から戻してもらうため申請するものです。結局、所有者が貸してしまえば、土地改良区の権限が無くなるのです。また、改良法で他の事業を活用する時は権限がほしいため、これを農業委員会で承認してもらえば、権限が自分に戻ってくるからであります。

12番（鳥谷部孝） 何の事業を活用するのですか。

事務局（三上） 土地改良区の役員になるためです。また、この資格を得ることにより権限が自分に戻るから、この申請があるそうです。

3番（中川原隆） 参考までに聞きます。たとえば、これに関連しますけども、農業委員会に届けなくて貸借等ありますけど、このような場合はどうなります。また、土地改良区では、あなたは権限ありませんよということですか。さらに、土地改良区では分からないはずですよ。

事務局（三上） 土地改良区の方では、このような方の調査依頼が農業委員会に来ますが農業委員会でもわからないと回答します。

3番（中川原隆） 相対でやっている場合のことを言っています。たとえば、水利費だけ他人が支払っている場合、そのようなことはどうしますか、改良区でもわからないことです。さらに、水利費だけ私に請求して下さいという改良区はわかります。農業委員会では分からないということですよ。以上。

議長（三浦房） その他質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 引き続き、日程第4の報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を報告します。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局（早狩） ご説明いたしました。議案書の12ページ報告第2号をご覧ください。報告第2号は4件ございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議長（三浦房） ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。  
特に発言がないようですので以上で報告第2号を終わります。

議長（三浦房） 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。  
以上をもちまして、五戸町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年2月22日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員